

平成25年度 福岡県 Ruby・コンテンツビジネス振興会議 先導的 Ruby ソフトウェア開発支援事業公募要領

1. 目的

この事業は、Ruby や軽量 Ruby を活用して新分野展開や世界市場への展開を目指す福岡県内企業のソフトウェア開発支援を目的とします。

2. 交付対象者

先導的 Ruby ソフトウェア開発支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付対象者は、次の各号の条件をすべて満たす企業を含む単独又は複数の企業等です。

- (1) 法人格を有していること
- (2) 申請時において、県内に事業所を有していること

3. 補助対象事業

前項に定めた交付対象者が、単独または他の企業や大学等と共同で行うソフトウェア開発のうち、次のいずれかに該当するものを対象とします。

- (1) これまで使われていなかった新たな分野への Ruby を応用したソフトウェア開発
- (2) 世界各国のクラウドサービス上で展開できるコンテンツデバイス等、当初から世界市場をねらった新規の Ruby ソフトウェア開発
- (3) 軽量 Ruby を使った組込みソフトウェア開発
- (4) その他、本県の Ruby・コンテンツ関連企業に大きな波及効果をもたらすソフトウェア開発として、福岡県 Ruby・コンテンツビジネス振興会議（以下「振興会議」という。）が認めるもの

（注）大手企業の場合は、福岡県内におけるベンチャー創出、中小企業育成に対する効果が期待できるものであることが必要です。

4. 公募期間

平成25年6月6日(木)から平成25年6月28日(金)の17:00まで

なお、応募書類を郵送する場合についても、平成25年6月28日(金)必着とします。

5. 補助対象の経費

補助対象の経費は、別表に掲げるソフトウェア開発の遂行に直接的に必要な経費とします。

6. 補助率

補助率は、補助対象経費に対して1／2以内とします。

7. 補助金額

補助金額は、1件当たり1000万円以内とします。

（注）補助金の交付決定額は、審査結果によって、申請額よりも減額されることがあります。

8. 開発期間

開発期間は、平成26年2月28日までとします。

補助対象期間は、交付決定の日から、平成26年2月28日または補助事業終了日のうちのいずれか早い日までです。この期間中に発注・納品・検収した補助対象物件に要する経費が補助の対象となります。

9. 成果の帰属

補助事業によって得られた工業所有権等の開発の成果は、補助事業者に帰属します。

10. 補助事業者の義務

補助事業終了後、福岡県内での成果の事業化に努め、開発した製品を市場に展開したことにより得た収益については、以下の基準により算出した額を福岡県に振興会議を経由して納付しなければなりません。

- ・ 交付された助成金の額を上限として、助成事業終了後5年間、収益の一部を納付
- ・ 納付額の算出方法は以下のとおり。
当該年度収益額の計算にあたって、助成事業の寄与が一部である場合は、公正妥当な基準による寄与率(注1)を当該年度収益額に乗じる。

$$\text{納付額} = (\text{当該年度収益額 (注2)} - \text{控除額(注3)}) \times (\text{助成金確定額 (注4)}) \\ \div \text{助成事業に係る支出額}$$

(注1) 原則として、製品の総製造原価に占める当該開発成果の製造原価の割合により、事業者との協議を経て算定

(注2) 当該事業の成果を用いた製品等に係る営業利益

(注3) 助成事業の事業者負担額（助成事業に係る支出額－助成金確定額）を収益納付期間の5年で除したもの

(注4) 助成事業終了時に通知する助成金の確定額

11. 計画書の提出

補助金の交付を希望される事業者は、4. 公募期間の終了までに下記の書類（以下「事業計画書」という。）を振興会議に提出してください。

- (1) 先導的Rubyソフトウェア開発支援事業計画書（様式1） [添付書類：補助事業計画書を含む]
- (2) 応募する企業（共同開発企業を含む）の決算報告書（直近の2決算期（創業2年以内の企業は受注状況がわかる資料として、直近の請求書のコピーやキャッシュフロー計算書（計画書）など提出できる書類）に関する貸借対照表及び損益計算書）
- (3) 応募する企業の定款

(1)については、正1部、写し10部及び電子媒体（CD-R等）1部、(2)及び(3)については各1部を提出してください。

（これら以外にも審査に必要と思われる書類等の提出を求めることがあります。）

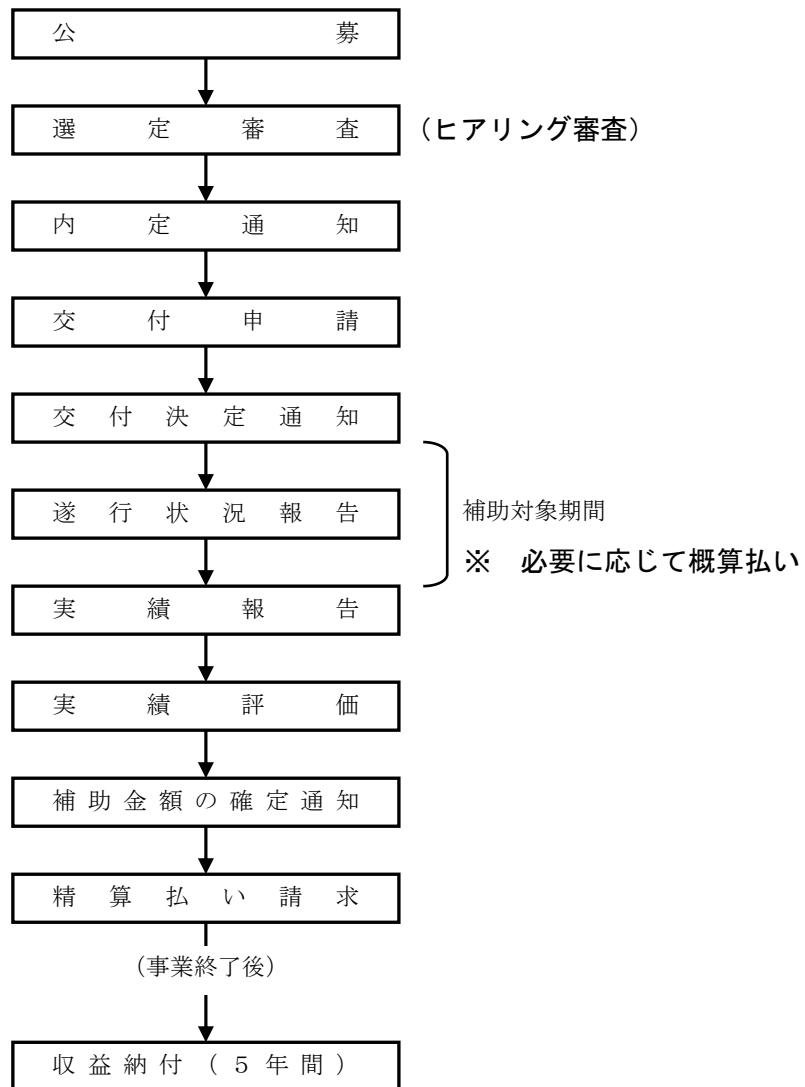
* 提出書類等の返却はいたしません。

12. 選定審査

提出された事業計画等について、外部の専門家を交えてヒアリング審査を行います。ヒアリング審査の方法や日時等は、書類提出後にお知らせします。

また、事業の実施途中及び終了後に必要に応じて、ヒアリング及び現地調査を実施します。

13. 事業スキーム



14. 審査結果の通知

振興会議から、第12の選定審査により、内定した事業者に対して、内定の通知を行います。

15. 事業の開始

内定を受けた事業者は、補助事業の交付申請手続きを行っていただきます。

16. 補助金交付にあたって

補助金の支払い方法、各種報告についての概要は、以下の通りとなります。

(a) 補助金の支払い

補助金の支払いは、概算払い及び精算払いによって行います。

(a)-1 概算払い

概算払いは、原則として、会計年度の四半期ごとに事業者の希望により、概算払い請求書の提出を受けて行います。概算払いとは、既に支払いが完了している経費及び支払いが見込まれる経費について支払うことをいいます。概算払いの総額は、補助金交付予定額の75%を超えない額とし、一回の概算払いの金額は、補助金交付予定額の25%を超えない額とします。ただし、振興会議が認める場合は、この額を超えて支払うことができます。

(a)-2 精算払い

精算払いとは、補助事業終了後、(c)による実績の評価を行った後に、補助金の額を30日以内に確定し、精算払い請求書の提出を受けて30日以内に支払うことをいいます。

(b) 進捗状況の報告

補助事業中間日の属する月末現在における補助事業の遂行状況について、指定する期限までに「先導的Rubyソフトウェア開発支援事業補助金に係る補助事業遂行状況報告書」を提出していただきます。

(c) 実績の評価

補助事業の実施者から提出された「先導的Rubyソフトウェア開発支援事業補助金に係る補助事業実績報告書」（以下「実績報告書」という。）に基づき、事業実績の評価を行います。

評価に当たっては、必要に応じて、補助事業者によるプレゼンテーションや補助事業者に対するヒアリング、現地調査及び外部専門家の意見聴取を行います。

(d) 補助金給付について

進捗状況の報告が適切に行われない場合や実績の評価結果により、補助金が減額または支給されない場合があります。

また、その場合、概算払い既に支給した金額の一部または全額を返納していただく場合があります。

17. 問い合わせ及び応募書類の提出先

補助金についての問い合わせ及び応募書類の提出先は、次のとおりです。

福岡県Ruby・コンテンツビジネス振興会議事務局

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東1丁目17-1

Tel.: 092-483-1225 Fax: 092-483-1216

e-mail: adv@f-ruby.com

*公募から補助金交付までの事務については、必要に応じて、振興会議の委託を受けた監理団体が窓口となります。

別表（公募要領第6関係）

事業費の区分	説明
イ 機械装置費	1件が10万円以上の機械器具の購入、改良、据付、借用又は修繕に要する経費をいう。機械装置の購入に要する経費とは、ソフトウェア開発に必要な機械装置の購入又は自社により製作する場合の部品の購入に要する経費をいう。但し、他からの転用が可能であるもの及び、汎用性が著しく高いものを除く。
ロ 直接人件費	ソフトウェア開発に直接関与する者（単純作業等を行う開発補助員を除く。）が直接ソフトウェア開発に係る作業を行った時間に対し支払われる経費をいう。
ハ その他の経費	上記以外の経費のうち、下記に該当する経費をいう。
・原材料費	ソフトウェア開発の過程で使用する部品等の原材料の購入に要する経費をいう。
・消耗品費	使用によりその効力を失うもの及び、10万円未満の消耗機器の購入に要する経費をいう。
・外注費	ソフトウェア開発の根幹に属しない試験、設計、加工、装置の据付工事等の外注に要する経費をいう。但し、機械装置費、に含まれる経費についてはこれを除く。
・技術指導受入費	工業所有権の導入に際しこれに伴う技術指導を受ける場合、あるいは当該開発を行うに当たって外部からの技術指導を特に必要とする場合に要する経費をいう。
・大学等との共同開発等に要する経費	大学等との共同開発等による事業に要する経費をいう。
・工業所有権の出願等の経費	当該ソフトウェア開発によって考案された発明等及び、既に考案されたもので当該ソフトウェア開発を遂行するうえで権利化が必要な発明等の出願に要する経費をいう。
・上記以外の経費	上記以外で、ソフトウェア開発に直接的に必要な経費で振興会議が認めるものをいう。